

寒川町選挙管理委員会告示第39号

令和5年8月27日執行の寒川町長選挙及びこれと同時に行う寒川町議会議員補欠選挙における開票の事務は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第1項の規定により選挙会場において選挙会の事務と併せて行う。

令和5年8月22日

寒川町選挙管理委員会  
委員長 森 一 光